

葉山町指名停止等措置要綱

(平成18年5月1日制定)

(平成20年6月1日改定)

(平成25年3月1日改定)

(平成27年3月12日改定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が発注する契約の適正かつ円滑な施行を確保するため、有資格業者（葉山町契約規則（平成8年葉山町規則第2号）第3条及び第22条の規定に基づき競争入札参加資格の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当するときは、別表各号に定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。なお、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由とする指名停止は、神奈川県警察本部長からの回答又は通知があった場合とする。

2 前項の規定に関わらず、別表第1及び第2については、既に当該事案について責を負わないことが明らかなき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴、無罪確定等）は指名停止を行わない。

3 同一案件において複数の措置要件に該当する場合は、当該措置要件ごとに規定する期間のうち最も長いものをもって指名停止の期間とする。

4 既に指名停止を受けた（指名停止の期間中を含む。）有資格者が、同一事案において新たに他の措置要件に該当することとなった場合は、最も長い指名停止期間に比して不足する分について指名停止を行う。

5 指名停止期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは、別途行うものとする。

(指名停止の期間の特例等)

第3条 有資格業者が指名停止の日から指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に別表第1各号及び別表第2各号の措置要件に該当することになった場合における指名停止の期間は、別表第1各号及び別表第2各号に定める期間の2倍とする。ただし、その期間は2年を超えることができない。

2 町長は、有資格業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を短縮することができる。また、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、別表の期間を延長することができる。ただし、その期間は2年を超えることができない。

- 3 町長は、指名停止期間中の有資格業者について情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前項の範囲内で期間を変更することができる。
- 4 町長は、指名停止期間中の有資格業者が次の各号の1つに該当することとなった場合は指名停止を解除するものとする。
 - (1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたとき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等）。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てをしたことにより指名停止となった有資格業者が、裁判所の更生手続又は再生計画の許可を受けた後、指名停止解除の申し出があったとき。ただし、「工事」に登録している場合は、競争入札参加資格の再認定も受けることを要する。
 - (3) 別表第3の1号及び3号により指名停止を行った場合は、第1号においては12ヶ月、第3号においては3ヶ月を経過した時点における、神奈川県警察本部への照会結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

（下請負人及び共同企業体に対する指名停止）

第4条 町長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人についても指名停止を行うものとする。

- 2 共同企業体に係る指名停止は、代表者及びその他構成員（代表者以外の構成員をいう。以下同じ。）に対して行うものとし、その他構成員の指名停止期間は代表者の2分の1とする。ただし、次に掲げるその他構成員については、指名停止を行わない。
 - (1) 共同企業体構成員の責任体制が明らかに区別できる分担施工型の工事であって、明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるその他構成員
 - (2) 当町発注以外の工事を行う特定建設工事共同企業体において、当該共同企業体に対する出資比率が10%未満のその他構成員

（指名停止に伴う契約等の制限）

第5条 入札執行権者は、工事の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。現に指名しているときは、指名を取消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該工事に係る入札辞退の申し出があった場合はこの限りでない。

- 2 契約執行権者は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならない。このことは、公告等により入札前に周知する。
- 3 契約締結権者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- 4 契約締結権者は、指名停止の期間中の有資格業者に対する工事の下請又は受託を認めない。

5 前各項の規定は、指名停止に係る有資格業者を代表者又はその他構成員とする共同企業体についても同様とする。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、その構成員について入れ替えを認めることができる。

(指名停止の通知等)

第6条 町長は、有資格業者に対し次の各号の措置を行ったときは、当該各号に定める様式により、遅滞なく通知するものとする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 第2条又は第4条の規定による指名停止 | 第1号様式 |
| (2) 第3条第3項の規定による指名停止期間の変更 | 第2号様式 |
| (3) 第3条第4項の規定による指名停止の解除 | 第3号様式 |

2 町長は、指名停止等の措置を行ったときは、「かながわ電子入札共同システム」に登録するとともに葉山町ホームページに当該措置の終了日（終了日の無いものは開始日の翌月末）まで掲載し公表するものとする。

(工事事務等の報告)

第7条 関係部長等は、各部等の発注工事等において、指名停止に該当すると思われる工事事務等が発生したときは、速やかに第4号様式により政策財政部長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指名停止の事務に関し必要な事項は、契約指名業者選考特別委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 葉山町公共工事暴力団対策措置基準（平成8年2月1日施行）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に停止措置されている有資格業者については、この要綱施行後も、なおその効力を有する。
- 4 別表第3の規定は、施行日以降に有資格業者によって行われた行為等について適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (工事又はコンサルに係るもの)

措置要件	区分		期間
(賄賂) 1 刑法(明治40年法律第45号)第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	本町発注契約		24ヶ月
	本町外発注契約		12ヶ月
(談合等) 2 刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	本町発注契約		24ヶ月
	本町外発注契約		12ヶ月
(不当な取引制限等) 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき	本町発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	24ヶ月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	12ヶ月
	本町外発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	12ヶ月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6ヶ月
(工事中の公衆損害事故) 4 不適切な安全管理により公衆に死亡者等の事故を生じたとき(※1)	本町発注契約	死亡者を生じたとき(※2)	24ヶ月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき(※2)	12ヶ月
	本町外発注契約	死亡者を生じたとき	6ヶ月
(工事中の工事関係者事故) 5 不適切な安全管理により工事関係者に死亡者等の事故を生じたとき(※1)	本町発注契約	死亡者を生じたとき(※2)	12ヶ月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき(※2)	6ヶ月
	本町外発注契約	死亡者を生じたとき	6ヶ月
(粗雑工事) 6 工事完了後に過失による粗雑工事が判明したとき	本町発注契約	死亡者を生じたとき	24ヶ月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	12ヶ月
		上記以外の粗雑工事(評定点55点未満を含む)	12ヶ月
	本町外発注契約	死亡者を生じたとき	12ヶ月
(本町発注契約に関する不正又は違反) 7 本町発注契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき。	町に損害を与えたとき		24ヶ月
	入札情報を不正に得ようとしたとき		24ヶ月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽入力を含む)		24ヶ月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき		12ヶ月

	落札者の責に帰すべき理由により契約ができないとき	12ヶ月
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む）	6ヶ月
	その他契約に違反したとき（現場管理又は品質に関して2度以上の指摘にもかかわらず改善されなかったときを含む）	6ヶ月
(建設業法違反) 8 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕、起訴又は行政処分を受けたとき。	本町発注契約	12ヶ月
	本町外発注契約	6ヶ月
(法令違反) 9 法令違反の容疑により逮捕、起訴又は行政処分を受けたとき。	本町に対する行為	24ヶ月
	町内行為	12ヶ月
	町外行為	6ヶ月
(代表者の起訴等) 10 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法）の規定による罰金刑を宣告されたとき。 (※3)		6ヶ月
(経営不振) 11 会社更生手続申立、民事再生手続申立、銀行取引停止、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき。		経営状態が安定したと認められる日まで

- ※1 「不適切な安全管理」とは、現場代理人等が労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき及び町発注工事にあつては設計図書等による具体的な事故防止措置を怠ったときをいう。
- ※2 「死亡者」とは、事故発生から24時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは入院加療を要する者をいう。
- ※3 「代表者」とは肩書きに「代表」を付した者（代表権を持つ者）をいう。

別表第2 (物件の買入れ、役務の提供等に係るもの)

措置要件	区 分		期 間
(賄賂) 1 刑法第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	本町発注契約		24ヶ月
	本町外発注契約		12ヶ月
(談合等) 2 刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	本町発注契約		24ヶ月
	本町外発注契約		12ヶ月
(不当な取引制限等) 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき	本町発注契約	公正取引委員会から刑事告発、又は逮捕されたとき	18ヶ月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6ヶ月
	本町外発注契約	公正取引委員会から刑事告発、又は逮捕されたとき	12ヶ月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	4ヶ月
(景品表示法違反) 4 不当景品類及び不当表示防止法に違反したとき	県内行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	4ヶ月
	県外行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	3ヶ月
(本町発注契約に関する不正又は違反) 5 本町発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき	定価証明書、納入実績書、代理店証明書等提出書類に虚偽の記載があったとき		3ヶ月
	落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損ねる行為があったとき		3ヶ月
	その他契約条件に違反したとき		3ヶ月
(法令違反) 6 法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき		3ヶ月
(代表者の起訴等) 7 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき			3ヶ月
(経営不振) 8 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき			経営状態が安定したと認められる日まで

別表第3（工事、コンサル、物件の買入れ、役務の提供等に係るもの）

措 置 要 件	期 間
<p>(暴力団等)</p> <p>1 有資格業者である個人が葉山町暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格業者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配法人であると認められたとき</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>2 有資格業者が、神奈川県暴力排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は同条第2項に違反したと認められたとき</p>	<p>6か月</p>
<p>3 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき</p>	<p>3か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>4 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、町又は警察に通報しなかったと認められたとき</p>	<p>3か月</p>